

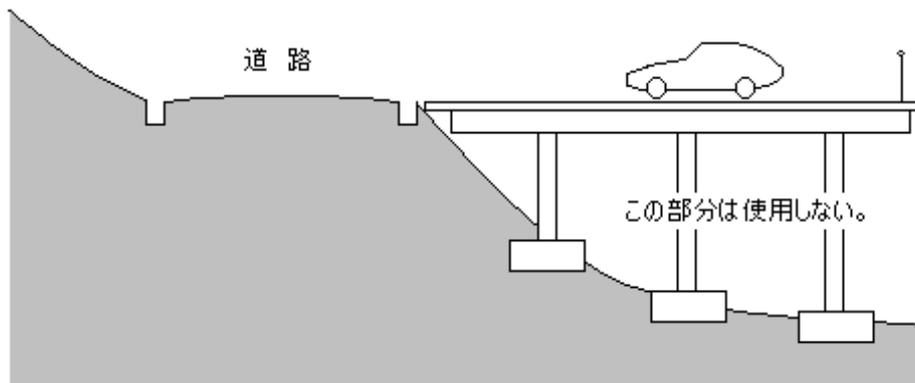
5. 工作物

コード番号	取扱い区分
5-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成26年8月1日
廃止年月日

事例 人工地盤を駐車場とした工作物は令第138条第3項第2号に該当するか

該当する。



【関係法令等】

- ・法第88条第2項
- ・令第138条第3項第2号

コード番号	取扱い区分
5-004	解釈

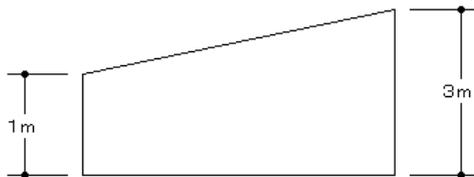
施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 平成22年4月1日
 廃止年月日

事例 擁壁の高さの取り方について

① 高さが一定でない場合

その擁壁の最高の高さとする。

(最高の高さが2 mを超える場合は申請が必要。)

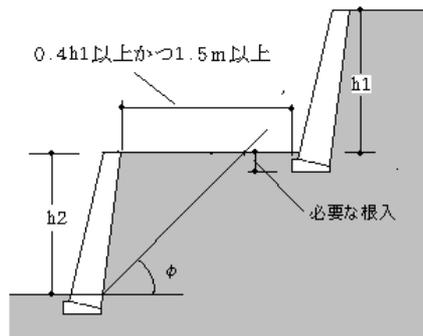


確認必要

② 二段擁壁の場合

各々の高さ (h1、h2) とする。

(各々の高さが2 mを超えなければ申請は必要なし。)



【上部擁壁と下部擁壁が共にブロック工の例】

上図の場合、上部擁壁が下表の ϕ 角度内に入っていれば、それぞれ別の擁壁みなす。その場合には、水平距離が $0.4h1$ 以上かつ 1.5m 以上離れていること。上部擁壁が下表の ϕ 角度内に入っていない場合は二段の擁壁とみなすので一体の擁壁として設計する必要がある。

角度 ϕ については「宅地防災マニュアルの解説 (株ぎょうせい)」(P349～)による。

背面土質	軟岩(風化の著しいものを除く)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐蝕土
角度 (ϕ)	60°	40°	35°	25°

【関係法令等】

- ・法第88条第1項
- ・令第138条第1項第5号
- ・宅地防災マニュアルの解説

コード番号	取扱い区分
5-005	解釈

施行年月日 平成2年3月15日
改正年月日 平成26年8月1日
廃止年月日

事例 生コンクリートプラント等の工作物の取扱いについて

高さ8mを超えるものは、令第138条第1項第4号にいう「その他これらに類するもの」として取扱う。

例 アスファルトプラント、ガスタンク、石油タンク、水道タンク

なお、製造施設、貯蔵施設等の工作物は、令第138条第3項の用途規制の対象となる工作物であることも留意されたい。

【関係法令等】

- ・法第88条第1項
- ・令第138条第1項第4号

コード番号	取扱い区分
5-007	解釈

施行年月日 平成4年2月21日
改正年月日 平成26年8月1日
廃止年月日

事例 遊戯施設とは

遊戯施設とは以下のものとする。

○令138条第2項第2号の遊戯施設

(1)ウォータースライド

スタート台の高さが着水面から4 m以上のもの。

(2)滑走面に多数のローラーがついたいわゆる「大型滑り台」

2 m以上の高架部及び8 m以上の高低差があるものは遊戯施設に該当する。

○令138条第2項第3号の遊戯施設（原動機を用いて回転運動する遊戯施設）に揺動運動するもの（海賊船等）を含む。

※対象外

- ①バンジージャンプ等ゴムを原動力とするもの
- ②ゴーカート等利用者の技能が関係し、かつ、スポーツ的要素を含むもの
- ③座席部が映像や音楽に合わせて擬似的運動するもの
- ④硬貨により自動運転を行う遊具
- ⑤ブランコ、子供用滑り台、ジャングルジム

【関係法令等】

- ・法第88条
- ・令第138条第2項第2号、第3号
- ・質疑応答集P7043
- ・1991(H3)年建築行政連絡会議

コード番号	取扱い区分
5-008	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 平成26年8月1日
廃止年月日

事例 電気通信事業者等が設置する通信用の鉄塔の、工作物確認の要否とその高さの算定について

工作物確認は必要。
高さは、アンテナ部分を含めない。

【関係法令等】

- ・法第6条第1項、法第88条
- ・令第138条第1項第2号

コード番号	取扱い区分
5-009	解釈

施行年月日 平成12年4月1日
改正年月日 平成26年8月1日
廃止年月日

事例 携帯電話の通信基地局に設置される通信機器収納ボックスの取扱いについて

通信基地局の機器収納ボックスが、通信用の鉄塔と機能上不可欠な設備であって機器の収納以外の目的を持たない限り、人が中へ入れるか否かを問わず建築物として扱わない。

なお、人が中に入る場合のメンテナンススペース等は必要最小限のものとする。

【関係法令等】

- ・法第2条第1号、法第88条
- ・令第138条第1項第2号

コード番号	取扱い区分
5-010	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 神社・仏閣に設けられる不動明王、観音、三重塔、鳥居は、装飾塔・記念塔として工作物確認が必要か

必要。なお、人が常時出入できるものは、建築物となる。

【関係法令等】

- ・ 法第88条第1項
- ・ 令第138条第1項第3号
- ・ 建築基準法質疑応答集 P 7091（昭和26年12月22日 建設省住指発第675号）

コード番号	取扱い区分
5-011	手続き

施行年月日 令和元年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 建築物の敷地以外に築造する擁壁について

建築物の敷地を造成する擁壁、位置指定道路を築造するための擁壁又は準用工作物の敷地を造成する擁壁のうち高さ2mを超える擁壁は工作物確認を必要とするが、法第88条第4項に定めるものの他、他法令で安全が確認されているものについては工作物確認を不要とする。

なお、建築物の敷地を造成する擁壁以外の擁壁は、道路内の建築制限（法第44条）は適用とならないが、法第42条第2項道路のみなし道路部分に築造しないよう指導するものとする。

【関係法令等】

- ・法第88条
- ・令第138条